

平成 30 年 8 月 22 日

各 { 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（公 印 省 略）

インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部改正について（通知）

平素より、感染症対策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

平成 30 年 3 月 29 日の予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会及び平成 30 年 4 月 26 日の厚生科学審議会感染症部会における議論を踏まえ、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成 11 年厚生省告示第 247 号。以下「指針」という。）を別添のとおり改正しましたので、主な改正内容を下記のとおり通知いたします。

つきましては、今般の改正の趣旨を踏まえ、感染症対策の一層の推進を図っていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 第 1 改正の概要

- ・ 第一「原因の究明」の中に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第14条の2第2項に規定する指定提出機関（都道府県知事の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所をいう。）がインフルエンザの患者を診断した場合における当該患者の検体又は病原体の一部の提出義務について追記する。
- ・ 新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月7日閣議決定）に基づき、総合的な対策が進められていることから、指針中の新型インフルエンザに関する記載を削除する。

#### 第 2 適用期日

平成 30 年 8 月 22 日

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔告示〕

- 天皇皇后両陛下は第七十三回国民体育大会に御臨場になる件(宮内庁八)
- 特定国外派遣組織を指定する件(総務二九一)
- 日本国に帰化を許可する件(法務二六七)
- ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二六〇)
- 技術協力に関する日本国政府とクウェート国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件(同二六一)
- 障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による住宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止した件(厚生労働三〇七)
- インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部を改正する件(同三〇八)
- 船舶安全法に基づく型式承認等をした件(国土交通一〇五三)
- 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示(海上保安庁五一)

### ○道路に関する件

(東北地方整備局一九一)

### ○道路に関する件

(中部地方整備局七四)

### 〔人事異動〕

内閣 法務省 特許庁 最高裁判所

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔皇室事項〕

### 〔官庁報告〕

### 官庁事項

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針に関する公示(厚生労働省)

### 労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分関係

### 裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

### 特殊法人等

厚生年金基金清算終了・清算人退任

### 関係

会社その他

## 告 示

### ○宮内庁告示第八号

天皇皇后両陛下は、福井県において開催される第七十三回国民体育大会に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、九月二十八日から同月三十日まで同県へ行幸啓になる。  
平成三十年八月二十二日  
宮内庁長官 山本昌一郎

### ○総務省告示第二百九十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。  
平成三十年八月二十二日  
総務大臣 野田 聖子

一名 称 平成三十年度米国における米陸軍との実動訓練部隊

二 国外派遣期間 平成三十年八月二十三日 から平成三十年九月二十二日まで

三 派遣人数(概数) 約百三十人

四 派遣地 域 アメリカ合衆国ワシントン州

○法務省告示第二百六十七号  
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。  
平成三十年八月二十二日  
法務大臣 上川 陽子

住所 滋賀県瀬田市長戸町14番地32  
本居 平成二年五月三十一日生  
本居 平成四年三月十八日生

住所 名古屋市中区元八事4丁目180番地1  
ウ・ホアノ・チャン 平成十六年五月十四日生  
ウ・チンエン・チャン 平成十八年五月十一日生  
ウ・チャン・チンエン・バン 平成二十一年十二月七日生

住所 さいたま市中央区総合3丁目11番2-1号  
住生 八ハマト・ダウト・ガウジー 昭和四十一年四月十日生

住所 東京都中野区弥生町2丁目36番15号  
住生 マヘナイ・ガセミ 昭和六十一年八月二十三日生

第二条

1 この協定に基づいて実施される個別の技術協力計画を規律する別個の取決めは、両締約国政府の権限のある当局間で合意される。日本国政府の権限のある当局は外務省であり、クウェート国政府の権限のある当局は計画開発最高評議会事務局である。

2 個別の技術協力計画の細目及び手続を規律する別個の契約は、1に規定する取決めに基づき、クウェート国政府の關係当局と独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）との間で締結される。

第三条

1 次の形態による技術協力は、日本国の現行の法令及び前条1に規定する取決めに従い、JICAにより行われる。

(a) 技術訓練をクウェート国民に提供すること。

(b) JICAからの専門家（以下「JICA専門家」という。）をクウェート国に派遣すること。

(c) クウェート国の経済開発及び社会開発に係る計画に関する調査を行うため、日本国の調査団（以下「日本国の調査団」という。）をクウェート国に派遣すること。

(d) 設備、機械及び資材をクウェート国政府に供すること。

(e) 両締約国政府間で相互の同意により決定されるその他の形態の技術協力をクウェート国政府に対して行うこと。

第四条

クウェート国政府は、前条に規定する日本国の技術協力の結果としてクウェート国民が取得した技術及び知識並びに供与された設備、機械及び資材がクウェート国の経済開発及び社会開発に寄与すること並びに軍事目的に使用されないことを確保する。

第五条

クウェート国に派遣されたJICA専門家及び日本国の調査団の構成員並びにクウェート国に滞在するその他の家族は、クウェート国の領域において、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約第三十七条に基づいて事務及び技術職員に与えられる特権及び免除をクウェート国政府により与えられる。

第六条

クウェート国政府は、その指定する機関を通じ、JICA専門家及び日本国の調査団の構成員と密接な連絡を維持する。

第七条

クウェート国政府は、必要なときは、クウェート国に滞在中のJICA専門家及び日本国の調査団の構成員並びにそれらの家族の安全を確保するために必要な措置をとる。

第八条

両締約国政府は、この協定により又はこれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

第九条

1 この協定の規定は、この協定が効力を生じた後、この協定が効力を生ずる前に開始した個別の技術協力計画にも適用され、かつ、クウェート国に滞在中のJICA専門家及び日本国の調査団の構成員並びにそれらの家族であつて、当該計画に関連するもの並びに当該計画に関連する設備、機械及び資材にも適用される。

2 この協定の終了は、両締約国政府間の相互の同意により別段の決定が行われる場合を除くほか、実施中の個別の技術協力計画が完了する日までの間当該計画に影響を及ぼすものではない。また、当該計画に関連する自己の任務を遂行するためにクウェート国に滞在中のJICA専門家及び日本国の調査団の構成員並びにそれらの家族に与えられる特権、免除及び便宜に影響を及ぼすものでもない。

第十条

1 この協定は、日本国政府がクウェート国政府からこの協定の効力発生のために必要な国内手続を完了した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この協定は、一年間効力を有するものとし、いずれか一方の政府が他方の政府に対しこの協定を終了させる意思を書面により少なくとも六箇月の予告をもって通告しない限り、毎年自動的に一年ずつ更新される。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二十七年七月十三日にクウェートで、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、日本語の本文による。

日本国政府のために  
足本孝

クウェート国政府のために  
ガーンム・サクル・アル・ガーンム

○厚生労働省告示第三百七号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があつたので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公表する。

平成三十年八月二十二日  
厚生労働大臣 加藤 勝信

在宅就業支援団体の名称	住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ナベビオン	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字岩山一〇五六一	向 昭彦	兵庫県神戸市須磨区妙法寺字地子田千三十五番二	平成三十年四月三十日
特定非営利活動法人自立支援センター	東京都江戸川区小松川一五二二五号室	木村 利信	東京都江戸川区小松川一五二二五号室	平成三十年五月七日

○厚生労働省告示第三百八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一條第一項及び予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第四條第一項の規定に基づき、インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第百四十七号）の一部を次の表のように改正したので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十一條第一項及び予防接種法第四條第四項の規定に基づき公表する。

平成三十年八月二十二日  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>インフルエンザは、人類が数千年前から経験してきた感染症であり、人類にとつて最も身近な感染症の一つである。また、風邪症候群を構成する感染症の一つであることから、特に、我が国において、普通の風邪と混同されることが多い。しかしながら、罹患した場合の症状の重篤性や肺炎等の合併症の問題を考えた場合には、普通の風邪とは全く異なる転帰を迎えることがあるといった特性に加えて、A型インフルエンザについては、汎流行が数十年に一度発生し、我が国を含めた世界各国で甚大な健康被害と社会活動への影響を引き起こすという特徴を有している。このようなインフルエンザが与える個人及び社会全体への影響に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、個々の国民においてもその予防に取り組んでいくことが極めて重要である。</p>	<p>インフルエンザは、人類が数千年前から経験してきた感染症であり、人類にとつて最も身近な感染症の一つである。また、風邪症候群を構成する感染症の一つであることから、特に、我が国において、普通の風邪と混同されることが多い。しかしながら、罹患した場合の症状の重篤性や肺炎等の合併症の問題を考えた場合には、普通の風邪とは全く異なる転帰を迎えることがあるといった特性に加えて、A型インフルエンザについては、汎流行が数十年に一度発生し、我が国を含めた世界各国で甚大な健康被害と社会活動への影響を引き起こすという特徴を有している。このようなインフルエンザが与える個人及び社会全体への影響に鑑みると、行政関係者や医療関係者はもちろんのこと、個々の国民においてもその予防に取り組んでいくことが極めて重要である。</p>

さらに、近年においては、乳幼児のインフルエンザの罹患中に発生する脳炎や脳症の問題等も指摘されている。

本指針は、このような認識及び状況の下に、我が国最大の感染症であるインフルエンザについて、国、地方公共団体、医療関係者等が連携して取り組んでいくべき対策について、予防接種の推進等による発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。また、本指針に基づいて、具体的かつ技術的なインフルエンザ対策要綱を作成し、それに基づいた総合的な対策を進めていくこととする。なお、新型インフルエンザについては、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成二十五年六月七日閣議決定）に基づき、総合的な対策が進められている。

本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

（略）

二 発生動向の調査の強化

国及び都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。）に基づくインフルエンザの発生動向の調査を強化すべきである。特に、感染症の情報収集における迅速性と正確性という本来相反する二つの側面の均衡に配慮しつつ、感染力が極めて強く、かつ、極めて短期間の間に流行が拡大するというインフルエンザの特性に応じた効果的かつ効率的な情報収集体制を整備すべきである。また、感染症法第十四条の二第二項において、都道府県知事の指定を受けた病院若しくは診療所又は衛生検査所（以下「指定提出機関」という。）の管理者は、当該指定提出機関

さらに、近年においては、乳幼児のインフルエンザの罹患中に発生する脳炎や脳症の問題等も指摘されている。

本指針は、このような認識及び状況の下に、我が国最大の感染症であるインフルエンザについて、国、地方公共団体、医療関係者等が連携して取り組んでいくべき対策について、予防接種の推進等による発生の予防及びまん延の防止、良質かつ適切な医療の提供、正しい知識の普及等の観点から新たな取組の方向性を示すことを目的とする。また、本指針に基づいて、具体的かつ技術的なインフルエンザ対策要綱を作成し、それに基づいた総合的な対策を進めていくこととする。

なお、本指針については、少なくとも五年ごとに再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更していくものである。

第一 原因の究明

（略）

二 発生動向の調査の強化

国及び都道府県等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号。第三の四において「感染症法」という。）に基づくインフルエンザの発生動向の調査を強化すべきである。特に、感染症の情報収集における迅速性と正確性という本来相反する二つの側面の均衡に配慮しつつ、感染力が極めて強く、かつ、極めて短期間の間に流行が拡大するというインフルエンザの特性に応じた効果的かつ効率的な情報収集体制を整備すべきである。また、感染症の発生動向の調査に当たっては、患者情報のみならず病原体情報も含めて、総合的に行うことが重要である。

フルエンザの患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員がインフルエンザの患者の検体若しくはインフルエンザの病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該病原体の一部を都道府県知事等に提出することが義務づけられており、感染症の発生動向の調査に当たっては、患者に関する情報のみならず、病原体に関する情報も含めて、総合的な調査を行うことが重要である。

三（略）

四 国際的な発生動向の把握

インフルエンザは、我が国のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であることから、我が国のインフルエンザ対策をより一層の確かなものとするため、国際的なインフルエンザの発生及び流行の状況を把握すべきである。

第三 医療の提供

一 基本的考え方

インフルエンザは、健康な人が罹患した場合には、重症化することは少ないが、初期症状は普通の風邪と共通する点が多いことから、その鑑別診断は容易ではない。よって、インフルエンザ様の症状を呈する患者の診療に当たっては、的確な鑑別診断が重要である。また、乳幼児が罹患した場合には、脳炎や脳症を引き起こすことも問題として指摘されており、高齢者を中心として慢性疾患を有する者等が罹患した場合には、合併症を併発することにより重症化する場が多くなり、これらの高危険群に属する者に対しては、呼吸器症状の治療のみならず、十分な全身の管理が求められる。したがって、国及び都道府県等は、医療関係者を支援していくため、医療機関向け学術情報の発信強化等を図ることが重要である。

二、五（略）

フルエンザの患者を診断したとき、又は当該指定提出機関（衛生検査所に限る。）の職員がインフルエンザの患者の検体若しくはインフルエンザの病原体について検査を実施したときは、当該患者の検体又は当該病原体の一部を都道府県知事等に提出することが義務づけられており、感染症の発生動向の調査に当たっては、患者に関する情報のみならず、病原体に関する情報も含めて、総合的な調査を行うことが重要である。

三（略）

四 国際的な発生動向の把握

インフルエンザは、我が国のみならず世界中で発生する地球規模の感染症であることから、我が国のインフルエンザ対策をより一層の確かなものとするため、我が国に隣接した東アジアを中心とした国際的なインフルエンザの発生及び流行の状況を把握すべきである。

第三 医療の提供

一 基本的考え方

インフルエンザは、健康な人が罹患した場合には、重症化することは少ないが、高齢者を中心として慢性疾患を有する者等が罹患した場合には、合併症を併発することにより重症化する場が多くなり、また、乳幼児が罹患した場合には、脳炎や脳症を引き起こすことも問題として指摘されている。しかしながら、その初期症状は、普通の風邪と共通する点が多いことから、その鑑別診断は、容易ではない。したがって、インフルエンザ様の症状を呈する患者の診療に当たっては、的確な鑑別診断が重要であり、かつ、高齢者等の高危険群に属する者に対しては、呼吸器症状の治療のみならず、十分な全身の管理が求められる。したがって、国及び都道府県等は、医療関係者を支援していくため、医療機関向け学術情報の発信強化等を図ることが重要である。

二、五（略）

第四 研究開発の推進

一・二 (略)

三 疫学研究の推進

国は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種の効果を検証、インフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。

四・五 (略)

第四 研究開発の推進

一・二 (略)

三 疫学研究の推進

国は、インフルエンザの発生及びまん延の状況の早期把握、流行予測の手法に関する研究を推進するとともに、高齢者に対するインフルエンザワクチンの接種の効果を検証、インフルエンザに罹患した場合における脳炎や脳症の発症の可能性があるためにインフルエンザの高危険群に属する可能性がある乳幼児に関する疫学研究等を推進することが重要である。

四・五 (略)

第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた健康危機管理体制の強化

一 基本的考え方

海外における高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染事例が発生していることから、新型インフルエンザウイルスの出現の危険性が高まっている。新型インフルエンザの汎流行に備え、通常のインフルエンザ対策の充実強化が新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものと認識する必要がある。国は、このような認識の下に、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備、医療提供体制の確保及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保の着実な実施とともに、発生状況等に依じた対応方針の決定並びに行動計画の策定及びその定期的な見直しを行う。

二 迅速な情報入手システムの確立

新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要である。

都道府県等は、毎年のインフルエンザの流行時には、流行株の確認のためにウイルス分離検査、ウイルス抗原検査その他の検査を行い、その結果から新型インフルエンザウイルスの出現が疑われる場合には、直ちに亜型の確認を行う。

インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

新型インフルエンザが国内において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保

新型インフルエンザの汎流行時に、抗インフルエンザウイルス薬の供給及び流通を的確に行うため、国及び都道府県等は、医薬品の備蓄又は確保に努める。

先進国による支援体制の強化

世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行した場合に、国は、世界保健機関等との連携の上、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。国立感染症研究所は、収集された情報等の分析及び当該地域における緊急

第六 関係機関との連携の強化等  
一、三 (略)

四 本指針の進捗状況の評価及び展開 (略)

第七 関係機関との連携の強化等  
一、三 (略)

四 本指針の進捗状況の評価及び展開 (略)

○国土交通省告示第五十三号  
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成三十年八月九日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十二条の規定に基づき、告示する。  
平成三十年八月二十二日

型式承認  
船名 物作の名称 物作の型式 製造者の名称 製造者の住所  
第F-664号 表面仕上材(上 リアテック 東京都千代田区神田後藤町  
張り材(難燃性 のもの) リアテックノス株 二丁目101番地  
式会社  
第F-665号 " " リアテック・リア " ルカワド

○海上保安庁告示第五十一号  
海上保安庁法施行令(昭和二十三年政令第九十六号)第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成三十年八月二十二日  
海上保安庁長官 岩並 秀一

第一条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>GS 02 いなずま SS 23 あくありうす (略)</p>	<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>GS 02 いなずま (略)</p>

第二条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。  
次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>GS 02 いなずま SS 21 りぶら (略)</p>	<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>GS 02 いなずま (略)</p>

第三条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。  
次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	前条の規定による改正後
<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>SS 21 りぶら SS 22 ありえす (略)</p>	<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>SS 21 りぶら (略)</p>

第四条 海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。  
次の表により、第一条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	第一条の規定による改正後
<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>SS 23 あくありうす SS 21 しいがる (略)</p>	<p>別表(第一条関係) (略)</p> <p>番号 船名 (略) 特殊警備救難艇</p> <p>SS 23 あくありうす (略)</p>